

# 高知市が指定する介護保険事業所のサテライト設置について

高知市 介護保険課 事業係

---

平成31年2月13日（水）  
高知市 総合あんしんセンター 3F 大会議室

# (方針) サテライト設置の目的

## 【介護人材不足への対策】

多角的に解決に向けた施策を展開

**<サテライトを活用すると>**

- 実態に応じ、効率的なサービス拠点を展開できる
- 本体となる、本体事業所との兼務が可能な職種もあり、人材の効率的な配置と有効活用が可能となる

**事業者メリットが高まり、介護の「量」を確保しやすい**

高知市を超えた一部圏域（後述）についてもサテライト設置を認めることで、高知県内の圏域レベルで地域包括ケアシステムの更なる発展を目指す。



**重要**

介護の「質」を維持・向上できる体制作り

同時に考える必要

**(サテライト)**  
サテライトの設置許可方針を定め、介護の「量」と「質」を安定的に確保するための道筋の一つとする。

新

**(こうち介護カフェ)**  
介護に携わる者が、「悩みの共有や解決」「情報交換」が出来る“横のつながりの場”を設けることで、離職防止・職場定着・新規人材確保を目指す。

高知市施策

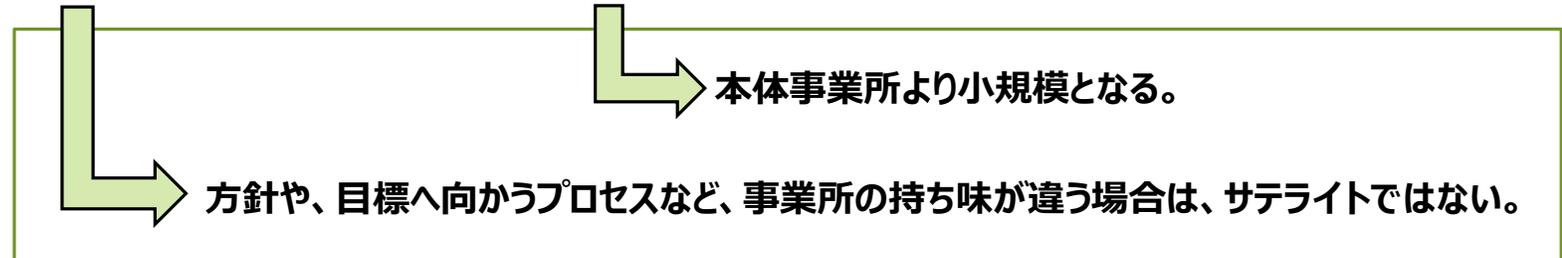
**(処遇改善)**  
介護職員の社会的・経済的な評価を高め、キャリアアップの仕組みの構築等を通じ、新規人材の確保と定着を目指す。

国施策

質が下がり、利用者やケアマネジャーに選ばれないサテライトにならない！

# サテライトは

☆ 本体事業所と、運営方針や規程などが同じ、サービス提供の場。



||

**本体事業所と、同じことが行われる、小規模出張所。\***

※加算等は、サテライトの設備や配置されている職員により、要件をサテライトのみで判断するものもある

○ **本体事業所とサテライトが一つの事業所として管理されている必要**

↳ 利用申し込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術的指導、勤務体制等が一元的（統一的）に管理されている

○ **本体事業所とサテライトの相互支援体制**

↳ 利用者に直接サービスを提供する職種については、急遽代替要員を派遣できるような体制

# サテライトが認められるサービス

## 訪問系サービス

- 訪問介護
- 訪問看護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

変更届で設置

## 通所系サービス

- 通所介護
- ※地域密着型通所介護は除く

変更届で設置

## 宿泊機能を有するサービス

- 小規模多機能型居宅介護※1
- 看護小規模多機能型居宅介護※1
- 介護老人福祉施設（密着型含む）※2
- 介護老人保健施設※2

指定申請で設置

【宿泊機能を有するサービスについて】

※1 小多機及び看多機は、高知市の募集によらず登録（補助金なし）

※2 特養及び老健は、高知市の募集時のみとなるため、募集時の応募を必要とする。

# サテライト設置のための事前確認事項 1

## (高知市指針より一部抜粋)

- ① サテライト事業所は、1の事業所に対して2箇所以下とすること。
- ② 介護保険法に規定する事業その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上（休止等の事業を実施していない期間は除く）の運営実績があること。
- ③ 指定後1年以上（休止等の事業を実施していない期間は除く）の運営実績があり、かつ実地指導を介護保険法23条に基づく実地指導を1回以上受け、過去3年間において改善勧告以上の行政指導・処分を受けていないこと。
- ④ 地域密着型サービス及び施設系サービスにおける、サテライト事業所の設置場所は高知市内に限る。
- ⑤ 訪問介護及び訪問看護については、高知県保健医療計画で設定する二次医療圏の中央保健医療圏内（※）において設置を認める。通所介護については、高知市または主たる事業所から20分の範囲内において設置を認める。  
（※）中央保健医療圏…高知市、南国市、土佐市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
- ⑥ 主たる事業所と同一の建物内へのサテライト事業所の設置は認めない。
- ⑦ サテライト事業所には外観で出張所と分かるよう看板を設置すること。

7ページ  
参照

# サテライト設置のための事前確認事項 2

## <介護保険法外の遵守事項にも注意(以下一部抜粋)>

※※ 他法令等の遵守については、設置の検討段階から注意！ ※※

【訪問通所宿泊】① 設置場所は、市街化調整区域でない。

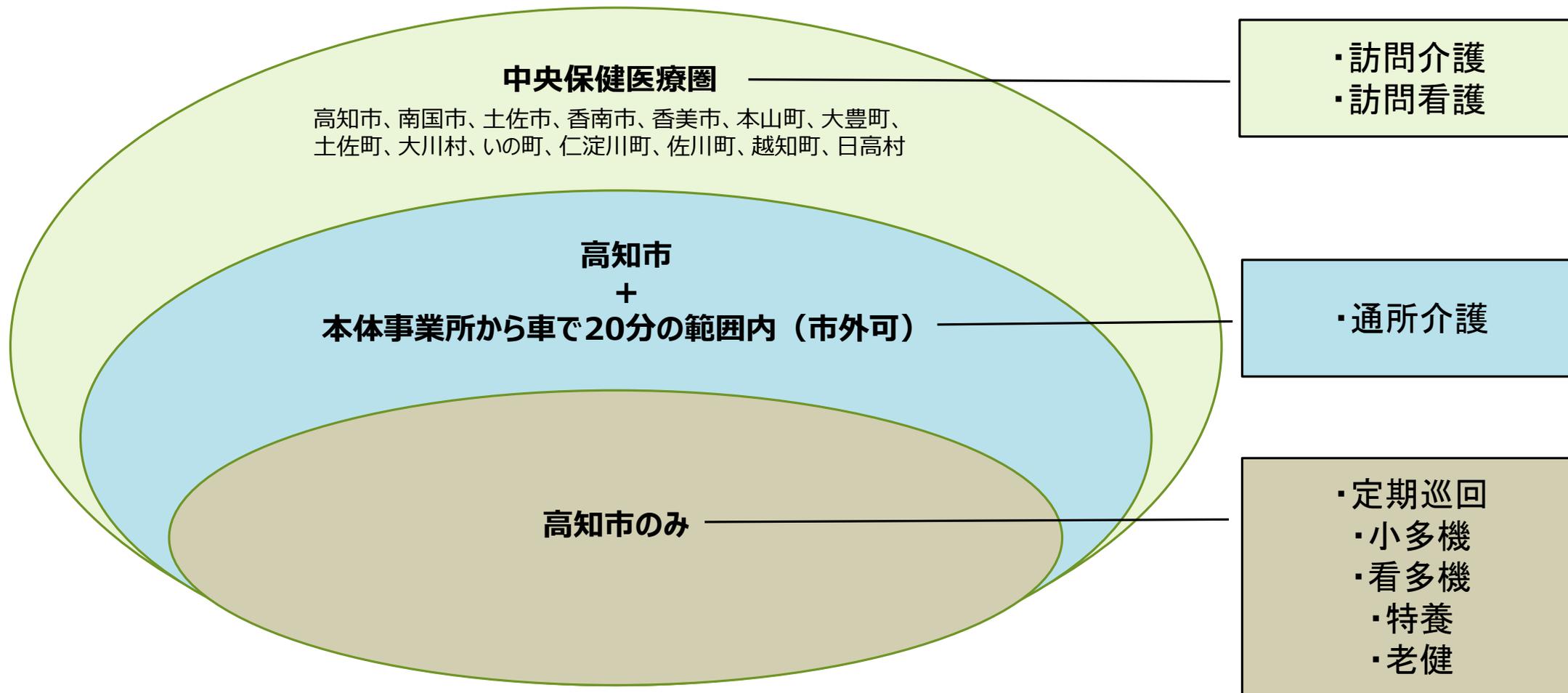
【通所宿泊】 ② 建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）及び介護保険法等の関係法令並びに関係条例等が遵守されている。

【宿泊】 ③ 設置場所は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき高知県知事が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外にある。

【宿泊】 ④ 設置場所が、津波浸水予測図の浸水区域内で整備の場合には、利用者が主に使用する居室等の床面の高さが、当該区域において想定される津波による最大浸水深（最大値）より高い位置にあること。もしくは、津波避難対策計画が検討されていること。

※※ 宿泊機能を有するサービスについては、必ず検討段階から介護保険課への設置相談をお願いします。 ※※

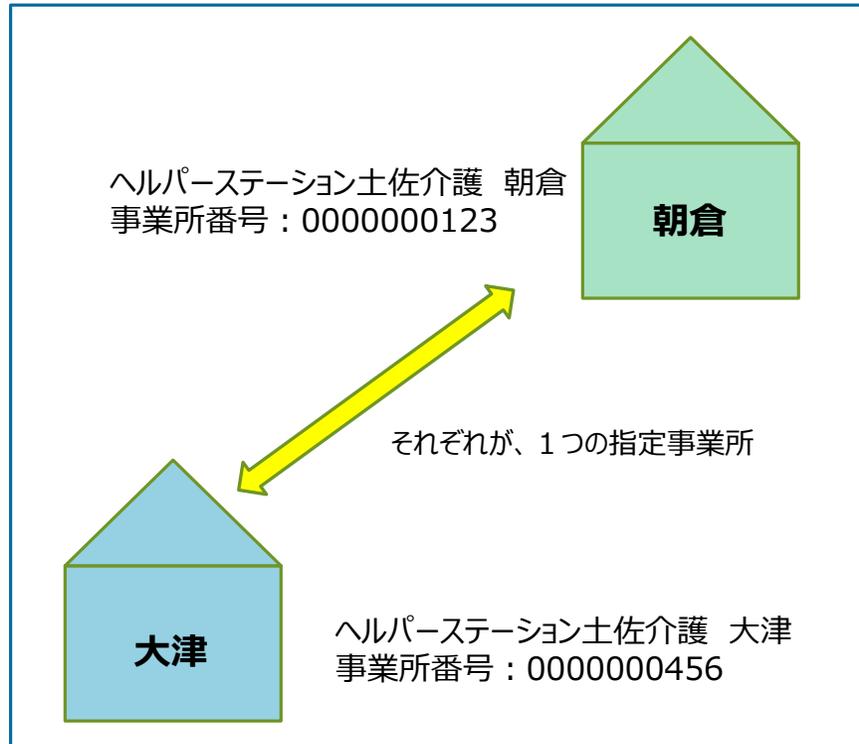
# サテライトの設置許可範囲



# サテライトのイメージ

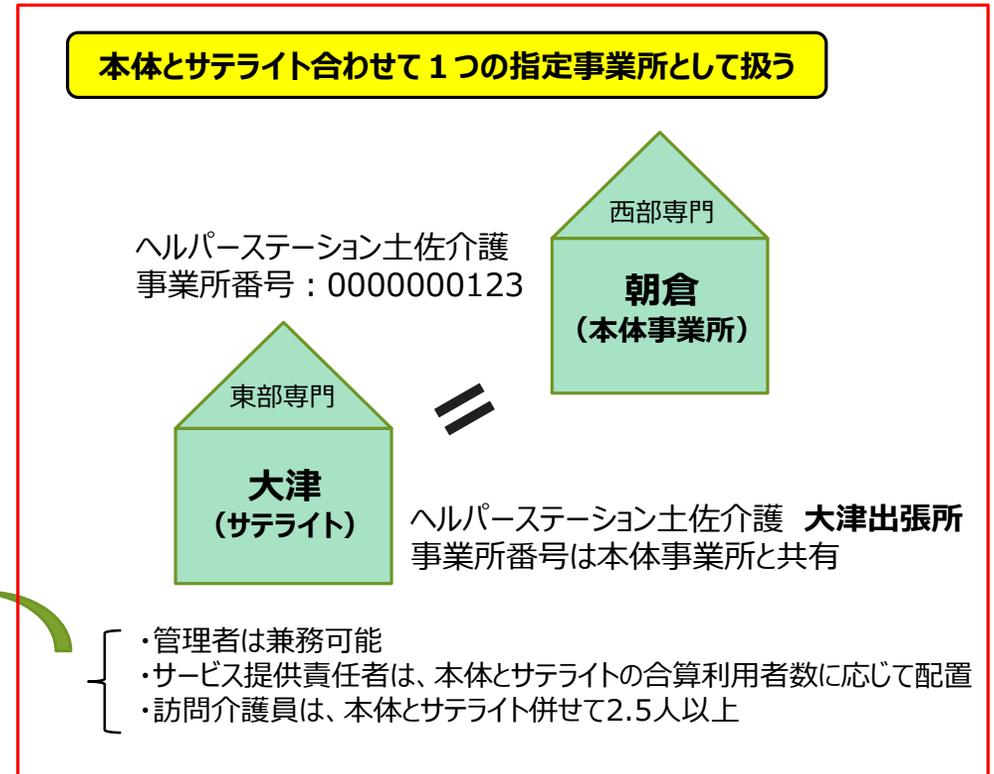
※訪問介護を例としています

## これまでは



指定訪問介護事業所は、全て1つの指定事業所として  
人員基準等を満たした経営が必要であった。

## サテライトを活用すると



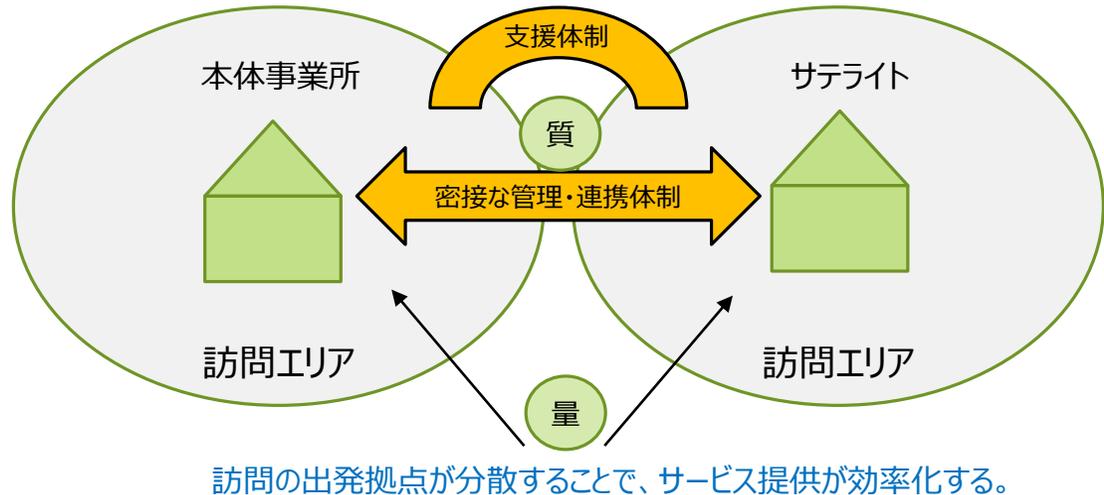
※人員基準の緩和は、  
サービス種類別によって  
異なるため、注意！

1つの指定事業所を本体として、サテライト出張所を設置し、  
効率的な人員配置やサービス提供が可能となる。

# 訪問系サービスのサテライト 1

- 訪問介護
- 訪問看護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

## 訪問系サービスのサテライトイメージ



さらに

## サテライトの人員基準

### ○訪問介護

- ・管理者は兼務可能
- ・サービス提供責任者は、本体とサテライトの合算利用者数に応じて配置
- ・訪問介護員は、本体とサテライト併せて2.5人以上

### ○訪問看護

- ・管理者は兼務可能
- ・訪問看護員は、本体とサテライト併せて2.5人以上

### ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・管理者は兼務可能
- ・オペレーターは、本体事業所とサテライト併せて、常時1以上
- ・訪問介護員（定期巡回）は、本体とサテライト併せて、適切な員数
- ・訪問介護員（随時訪問）は、本体とサテライト併せて、常時1以上
- ・訪問看護員は、本体とサテライト併せて2.5人以上
- ・計画作成責任者は、本体とサテライト併せて、1以上

一部、人員基準も緩和され、  
限られた人材を有効に活用し、 を供給しやすい体制となる

# 訪問系サービスのサテライト 2

- 訪問介護
- 訪問看護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

## サテライトの設置基準

### ○訪問介護・訪問看護

高知県保健医療計画で設定する二次医療圏の中央保健医療圏

### ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

高知市内

※地域密着型サービスのため、市外は不可

## サテライトの設備基準

サテライトの設備基準は、本体事業所と同じ。  
ただし、定期巡回のオペレーターシステムは、本体事業所と共有可。

## 加算・減算の取り扱い

加算の体制は、本体事業所とサテライトそれぞれで持つ。

※同一建物減算は出発拠点が別になった場合でも、  
本体事業所とサテライトを1の事業所として扱う

# 通所系サービスのサテライト 1

## ○通所介護

※地域密着型通所介護は除く

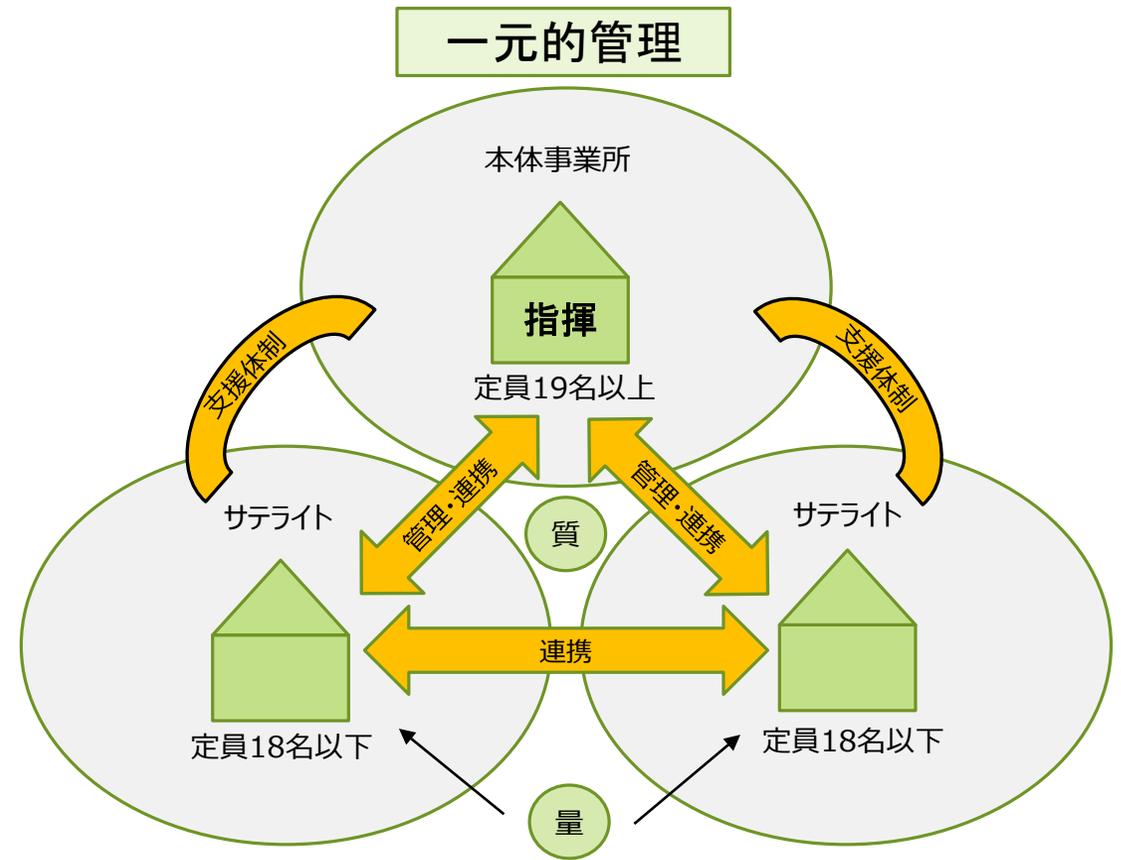
### 通所介護サテライトの人員基準

職種	本体	サテライト
管理者	1人	本体と兼務可
生活相談員	提供時間数1人以上	本体と兼務可
介護職員	必要数	必要数
看護職員	1人以上	利用者数に応じて
機能訓練指導員	1人以上	1人以上

※1 看護職員及び機能訓練指導員は兼務可であるが、本体とサテライト両方での実働が必要

※2 いずれの職種も、緊急時に必要な支援（実働できる）体制が必要

### 通所介護サテライトイメージ



送迎の出発拠点が分散することで、サービス提供が効率化する。

# 通所系サービスのサテライト 2

## ○通所介護

※地域密着型通所介護は除く

### サテライトの設置基準

- ・定員は18名以下。なお、最低利用定員は設けない。
- ・高知市内+本体事業所から車で20分の範囲内（市外可）

### サテライトの設備基準

- ・サテライトの設備基準は、本体事業所と同じ。



サテライトも、消防法令遵守状況の確認 及び 建築基準法遵守の確認が必要

### 加算・減算の取り扱い

本体事業所とサテライトそれぞれで加算の体制を持つ

以下の加算・減算は、本体事業所及びサテライトそれぞれで要件を判断。

- 職員の欠員による減算
- 時間延長サービス加算
- 入浴介助加算
- 中重度者ケア体制加算
- 個別機能訓練加算
- 認知症加算
- 若年性認知症利用者受入加算
- 栄養改善加算
- 口腔機能向上加算

※以下は、第一号通所型サービス

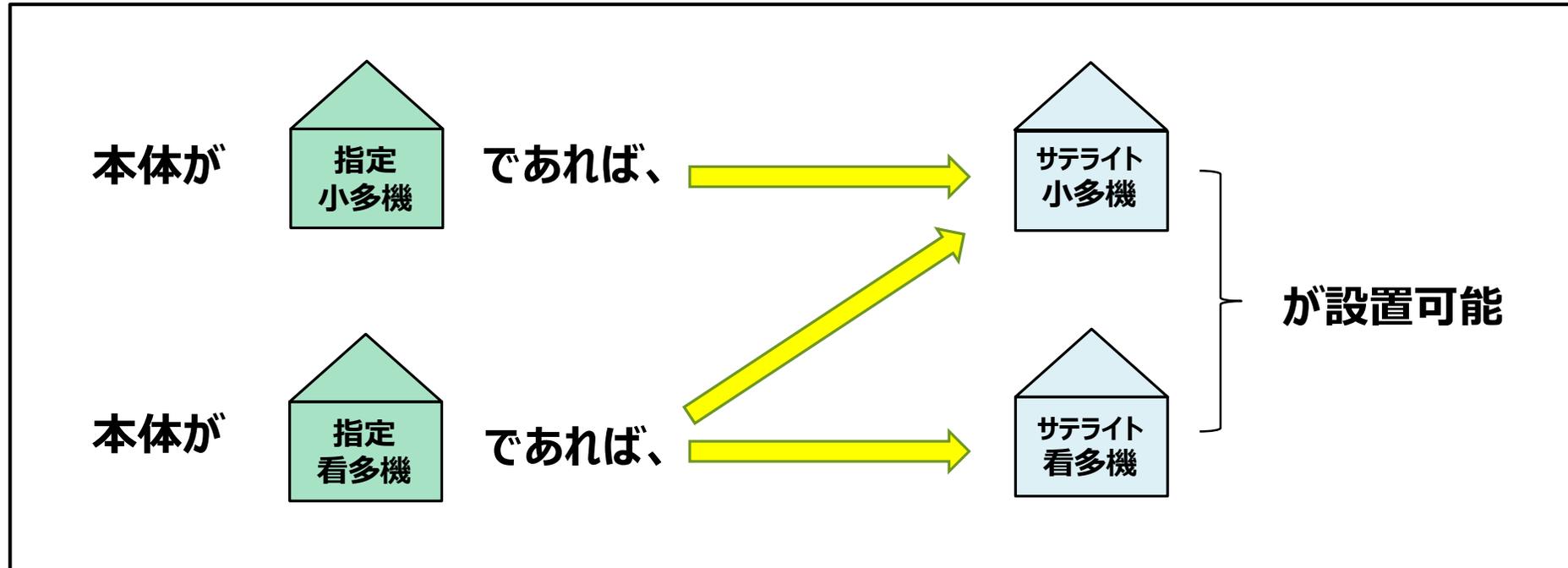
- 生活機能向上グループ活動加算
- 運動器機能向上加算
- 事業所評価加算

# 宿泊機能を有するサービスのサテライト 1

○小規模多機能型居宅介護 …… (略称：小多機)

○看護小規模多機能型居宅介護 …… (略称：看多機)

## 「小多機」 及び 「看多機」 に認められるサテライト概要



# 宿泊機能を有するサービスのサテライト 2

## サテライト型小多機の人員基準

			小多機本体	小多機サテライト
管理者			認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者	本体の管理者が兼務可能
従業者	日中	通いサービス	常勤換算方法で3：1以上	常勤換算方法で3：1以上
		訪問サービス	常勤換算方法で1以上（他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。）	1以上（本体事業所又は他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。）
	夜間	夜勤職員	時間帯を通じて1以上（宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。）	時間帯を通じて1以上（宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。）
		宿直職員	時間帯を通じて1以上	本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。
	看護職員		小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上	本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。
介護支援専門員			介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者1以上	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者1以上

# 宿泊機能を有するサービスのサテライト 3

## サテライト型小多機の設備・運営基準

本体 1 に対するサテライト型事業所の箇所数	2 箇所まで														
サテライト型事業所の設置範囲	高知市内														
サテライト型事業所の設備基準等	<p>サテライト型事業所においても、通い、泊まり、訪問機能は必要（面積等は本体基準と同様）</p> <p>※本体の空床状況や利用者の心身の状況に考慮した上で、サテライト型利用者が本体事業所に宿泊することも可能</p> <p>※本体の訪問スタッフが、サテライト型利用者に訪問することも可能</p>														
指定	本体、サテライト型それぞれが受ける														
登録定員等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本体事業所</th> <th>サテライト型事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録定員</td> <td>25人まで ※</td> <td>18人まで</td> </tr> <tr> <td>通いの定員</td> <td>登録定員の1/2～15人まで</td> <td>登録定員の1/2～12人まで</td> </tr> <tr> <td>泊まりの定員</td> <td>通い定員の1/3～9人まで</td> <td>通い定員の1/3～6人まで</td> </tr> </tbody> </table>				本体事業所	サテライト型事業所	登録定員	25人まで ※	18人まで	通いの定員	登録定員の1/2～15人まで	登録定員の1/2～12人まで	泊まりの定員	通い定員の1/3～9人まで	通い定員の1/3～6人まで
	本体事業所	サテライト型事業所													
登録定員	25人まで ※	18人まで													
通いの定員	登録定員の1/2～15人まで	登録定員の1/2～12人まで													
泊まりの定員	通い定員の1/3～9人まで	通い定員の1/3～6人まで													
※本体事業所の登録定員が25名を超える場合は、別途通いの定員が定められる（最大登録定員は29名まで）															
介護報酬	通常の小規模多機能型居宅介護の介護報酬と同額														

# 宿泊機能を有するサービスのサテライト 4

## サテライト型看多機の人員基準

			看多機本体	看多機サテライト
管理者			認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者	本体の管理者が兼務可能
従業者	日中	通いサービス	常勤換算方法で3：1以上	常勤換算方法で3：1以上
		訪問サービス	常勤換算方法で2以上（1以上は、保健師、看護師または准看護師）他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。	常勤換算方法で2以上（1以上は、保健師、看護師または准看護師）本体事業所又は他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。
	夜間	夜勤職員	時間帯を通じて1以上（宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。）	時間帯を通じて1以上（宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。）
		宿直職員	時間帯を通じて1以上	本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。
	看護職員	常勤換算方法で2.5人以上、うち1以上は常勤の保健師、看護師または准看護師	常勤換算方法で1.0以上。	
介護支援専門員			介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者1以上	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者1以上

# 宿泊機能を有するサービスのサテライト 5

## サテライト型看多機の設備・運営基準

本体 1 に対するサテライト型事業所の箇所数	2 箇所まで														
サテライト型事業所の設置範囲	高知市内														
サテライト型事業所の設備基準等	サテライト型事業所においても、通い、泊まり、訪問機能は必要（面積等は本体基準と同様） ※本体の空床状況や利用者の心身の状況に考慮した上で、サテライト型利用者が本体事業所に宿泊することも可能 ※本体の訪問スタッフが、サテライト型利用者に訪問することも可能														
指定	本体、サテライト型それぞれが受ける														
登録定員等  ※本体事業所の登録定員が25名を超える場合は、別途通いの定員が定められる（最大登録定員は29名まで）		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本体事業所</th> <th>サテライト型事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録定員</td> <td>25人まで ※</td> <td>18人まで</td> </tr> <tr> <td>通いの定員</td> <td>登録定員の1/2～15人まで</td> <td>登録定員の1/2～12人まで</td> </tr> <tr> <td>泊まりの定員</td> <td>通い定員の1/3～9人まで</td> <td>通い定員の1/3～6人まで</td> </tr> </tbody> </table>		本体事業所	サテライト型事業所	登録定員	25人まで ※	18人まで	通いの定員	登録定員の1/2～15人まで	登録定員の1/2～12人まで	泊まりの定員	通い定員の1/3～9人まで	通い定員の1/3～6人まで	
	本体事業所	サテライト型事業所													
登録定員	25人まで ※	18人まで													
通いの定員	登録定員の1/2～15人まで	登録定員の1/2～12人まで													
泊まりの定員	通い定員の1/3～9人まで	通い定員の1/3～6人まで													
介護報酬	通常の看護小規模多機能型居宅介護の介護報酬と同額														

# サテライト設置に向けた届出等のフロー

※ 円滑な設置届出に向け、宿泊機能を有するサービス以外でも、可能な限り介護保険課への事前相談をお願いします。 ※

